**様式第41号の3**（第40条関係）「表面」

地方公務員（非常勤）災害補償

休業補償請求書

|  |
| --- |
| 請求回数　 第　　回 |
| 岡山県市町村総合事務組合管理者　様  　下記の休業補償を請求します。 | | | | 請求年月日　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 | | |
| 請求者の住所  ふ　り　が　な  氏　　　　名 | | |
| 1 | （組合市町村名） | | | （職　名） | | |
| 等に関する事項被災非常勤の職員 |
| （氏　名）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生（　　歳） | | | | | |
| （負傷又は発病の年月日）  　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 | | | | | |
| 2 | 年　　月　　日から　　　　　　　　　　　　　　　全部休業した日数　　　日  日  のうち  　　　　年　　月　　日まで　　　　　　　　　　　　　　　一部休業した日数　　　日  　　全部休業した日に支払われた給与の総額　　　　　　　　　　　　　円  　　一部休業した日に支払われた給与の総額　　　　　　　　　　　　　円 | | | | | |
| 請求日数等 |
| 3 | 1及び2については，上記のとおりであることを証明します。  　　　　　　　年　　月　　日  市町村  組　合  　　　　　　　　　　長 | | | | | |
| 町村長の証明  所属組合市 |
| 4  休  業  補  償 | 全部休業した日  についての計算 | 全部休業した日に支  60  （補償基礎額）  （請求日数）  (Ａ)　　　　　　　　　　　　　　　 払われた給与の総額  ＝  ×  100  －  ×  　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　　　　円 | | | | |
|
| 一部休業した日  についての計算 | 一部休業した日に支  60  （補償基礎額）  （請求日数）  (Ｂ)　　　　　　　　　　　　　払われた給与の総額  100  ×  ＝  －  ×  ＝  　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　 円　　　　　　　 円 | | | | |
|
|
| 休業補償  請求金額 | (Ａ)+(Ｂ)　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | | | |
| 5　厚生年金保険法等の適用関係 | | | □　　　　　　　の被保険者である。　　□被保険者でない。 | | | |
| ※  6  医  師  の  証  明 | （傷病名） | | | | （現在の状態）  　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  □治ゆ □死亡 □中止 □転医 □継続中 | |
| 請求日数のうち療養のため勤務するこ  　 とができなかったと認められる日数  　　　　年　　月　　日から  のうち　　　　日  　　　　年　　月　　日まで | | | | 勤務することができなかったと認  　 められる理由 | |
|
|
| 上記のとおりであることを証明します。  　　　　　　　 年　　　月　　　日　　　　　　　所在地  　　　　　　　　　　　　　　　 医療機関の 　名称  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 医師の氏名 | | | | | |
|
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ７  送金希望の場合 | 振込先 | 支店  銀行 組合  農協 金庫 |
| 預金種目 | □普通預金　　 □当座預金 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義 |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| ＊受　　理 | 年　　月　　日 |
| ＊決　　定 | 年　　月　　日 |
| ＊支　　払 | 年　　月　　日 |
| ＊決定金額 | 円 |

**様式第41号の3**（第40条関係）「裏面」

〔注意事項〕

　1　請求者は，※印の欄には記入しないこと。また，該当する□に印を記入すること。

　2　「2　請求日数等」の欄には，岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第40条第2項に該当する日がある場合は，当該日数を控除した日数を記入すること。

　3　「※6　医師の証明」の欄は，入院中の場合のように，すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは，この請求書において重ねて医師の証明を求めて記入する必要はないこと。

　4　この請求書を提出するときに，請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には，その年金の種類，年額，支給開始年月，年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

　(1)　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」とい

　　 う。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

　(2)　国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

　(3)　国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

　(4)　厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金

　　 法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障

　　 害基礎年金」という。）

　(5)　障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

　(6)　障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）